

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	東日本大震災対応職員旅費（私立学校分）		担当部局庁	高等教育局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	私学助成課	私学助成課長 森田 正信			
会計区分	一般会計		施策名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第17条及び同施行令第36条、第37条及び第38条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第97条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災において被災した私立学校の早急な復旧・復興のため、災害復旧に伴う現地調査等を円滑に行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した私立学校の災害復旧事業について速やかな現地調査等を行い、復旧工事の早期実施により児童生徒の安全・安心を確保する必要がある。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	8	8			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
東日本大震災にて被災した私立学校の速やかな復旧・復興による安全・安心な学校施設の整備を目的としており、復旧・復興の内容は学校により異なることから成果目標等を数値で評価することは困難である。								
単位当たりコスト	災害復旧費現地調査の件数(8,920円/件)			算出根拠	災害復旧費現地調査要求額(8,141千円)/件数(913件)			
事業所管部局による点検								
項 目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					災害復旧事業は「復興への提言」の復興構想7原則(原則4:(前略)災害に強い安全・安心のまち(中略)の建設を進める。)や「東日本大震災からの復興の基本方針」の基本的考え方((前略)国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、(中略)基盤等の復旧を急ぐ。)に基づく事業であり、復旧・復興施策に該当する。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					私立学校の速やかな復旧・復興による、安全・安心な学校の整備は、教育研究環境の確保として地元や設置者のニーズが非常に強く、その前提となる災害復旧費現地調査についても速やかな実施が求められており優先度が高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					災害復旧費現地調査等については、東日本大震災の被災状況を踏まえ、現地調査が必要となる対象事業を厳選するなど、調査対象の重点化を図っており、効果的な事業実施に努めている。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					災害復旧費現地調査等については、必要最小限の期間、人数で行われており、今後とも効率的な実施に努める。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					災害復旧費については、国の現地調査による補助金額の認定後、発注・支出は事業者である学校設置者地方が行っているため、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					東日本大震災に係る災害復旧事業については、早期執行が求められていることから、災害復旧費現地調査等についても、学校設置者の準備状況を勘案しつつ早期に実施するものであり、他事業と整合的、計画的な実施が行われる。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。					被災した私立学校の復旧が速やかに求められているため、災害復旧費現地調査は既に一部が実施されており、本補正予算における経費についても迅速な執行を行う。事業の実施に当たっては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、国家公務員等の旅費に関する法律等の法令に従い適切に行われる。			